

各産業廃棄物処理業者 様

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長

(公印省略)

水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いについて

日頃より、産業廃棄物の適正処理に御尽力いただきありがとうございます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）が平成 29 年 6 月 9 日に公布され、特別管理産業廃棄物等である廃水銀等の処分基準が追加されるとともに、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が産業廃棄物として定義され、処理基準等と併せて平成 29 年 10 月 1 日から施行されます。

については、滋賀県の許可を得て産業廃棄物処分業や積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業を行う各産業廃棄物処理者（以下、「処分業者等」という。）におかれては、下記 1 の事項に留意いただき、新たに追加された基準を含む産業廃棄物処理基準の遵守および産業廃棄物処理施設の適切な維持管理を徹底していただくよう通知します。

また、施行の際、現に水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等（「水銀使用製品産業廃棄物等」という。）を取扱っている処分業者等は、平成 29 年 10 月 1 日以降、処理基準を遵守することにより、引き続き水銀使用製品産業廃棄物等を取扱うことができますが、今回の改正に伴う許可証の取扱いについては、下記 2 のとおり、平成 29 年 10 月 1 日以降に行われる許可申請において、水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの有無を確認し、処理基準に適合した取扱いがある場合には、その旨を許可証に記載します。早期の書換えを希望される場合には、平成 29 年 10 月 1 日以降に変更届出を提出してください。

なお、平成 29 年 10 月 1 日以降に水銀使用製品産業廃棄物等を取扱わないとして許可申請を行い許可を受けた後に、新たに水銀使用製品産業廃棄物等を取扱う場合は、事業範囲の変更となり変更許可申請が必要となりますので御承知ください。

記

1. 留意事項（環境省施行通知等より抜粋）

※ 詳細は、下記の環境省のホームページ等で情報を確認してください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

1-1 廃水銀等に係る処分基準等

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める方法により硫化及び固化すること等の基準が設けられました。

1-2 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加

水銀使用製品であるか判別可能なものを水銀使用製品産業廃棄物、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を水銀含有ばいじん等として定義され、水銀等の大気への飛散防止、排出抑制の

ため処理基準の追加等がされました。

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の対象

- ① 環境省令に示される水銀電池や蛍光灯等の水銀使用製品が産業廃棄物となったもの
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（一部を除く）が産業廃棄物となったもの
- ③ 水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品が産業廃棄物となったもの

(2) 水銀含有ばいじん等の対象

- ① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいについて、水銀を 15 mg / kg を超えて含有するもの
- ② 廃酸又は廃アルカリについて、水銀を 15 mg / l を超えて含有するもの

(3) 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬基準の追加

- ① 水銀使用製品産業廃棄物を破砕することのないよう、パッカー車等への投入を行わないこととし、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ② 積替え又は保管を行う場合にも、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

※ 収集又は運搬時に水銀使用製品産業廃棄物が不可抗力で破損した場合、単なるガラスくず等として処理することなく、水銀使用製品産業廃棄物であるガラスくず等として取扱うこと。

(4) 水銀使用製品産業廃棄物等の処分基準の追加

- ① 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ② 水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものについては、あらかじめ環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ④ 水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から明確に除外。

※ 例えば、大気中に水銀が飛散しないよう必要な措置が取られていない場合は、蛍光灯を破砕処理するとして取扱うことでは受け入れることはできないのでご注意ください。

※ 水銀使用製品産業廃棄物であって、破損した物又は水銀を回収後のガラスくずや、破砕したものなどは、水銀使用製品産業廃棄物として処理することが必要です。

(5) 水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物等の対象

- ① 水銀使用製品産業廃棄物のうち、環境省令に示されるスイッチや水銀体温計等が産業廃棄物となったもの
- ② 水銀含有ばいじん等については以下のもの
 - ・ ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいについては、水銀を 1,000 mg / kg 以上含有するもの
 - ・ 廃酸又は廃アルカリについては、水銀を 1,000 mg / l 以上含有するもの

(6) 水銀回収方法

- ① 水銀使用製品産業廃棄物については以下のいずれかの方法
 - ・ ばい焼設備でばい焼し、発生する水銀ガスを回収設備で回収する方法
 - ・ 水銀を分離する方法で、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法
- ② 水銀含有ばいじん等については以下の方法
 - ・ ばい焼設備等を用いて加熱する方法で、発生する水銀ガスを回収設備で回収する方法

(7) 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加等

基準適合廃水銀等処理物を埋め立てた最終処分場について、一般的な維持管理基準及び廃止基準に加え、新たな基準が設けられました。

1-3 水銀使用製品産業廃棄物等に係る情報の伝達

下記の書類等に関して、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨の記載を行うことが必要です。

- ① 保管場所の掲示板
- ② 委託契約書 ※
- ③ 帳簿
- ④ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

※ 施行の際現に締結されている委託契約書については、当該契約の更新までの間は、従前の例によることとし、次の更新の際に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載することが必要です。

2. 処分業者等の許可証の取扱い

(1) 変更届出等による許可証の書換え

処分業者等で、現に水銀使用製品産業廃棄物等を取扱っている処分業者等については、平成 29 年 10 月 1 日以降にその旨を記載した変更届出を提出することにより、基準への適合を確認したうえで、その旨を記載する許可証の書換えを行います。

当該変更届出は、産業廃棄物処理業変更届出書（様式第 11 号）に事業計画の概要を記載した書類、保管施設調書、その他処理方法が基準に適合することを示す書類や図面を添付して行ってください。

上記の変更届出を提出されない場合は、平成 29 年 10 月 1 日以降に申請される更新許可申請または変更許可申請において、水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの有無を確認し、その取扱いがあり基準に適合している場合には、新たに交付する許可証にその旨を記載します。

(2) 経過期間と許可証の取扱い

現に水銀使用製品産業廃棄物等を取扱っている処分業者等は、平成 29 年 10 月 1 日以降、上記の取扱いによる許可証の書換えを受けるまで、もしくは平成 29 年 10 月 1 日以降に申請される更新許可申請や変更許可申請により許可を受けるまでは（「経過期間」という。）、処理基準を遵守することにより、現有の許可証をもって、水銀使用製品産業廃棄物等を取扱うことができます。

(3) 経過期間後の取扱い

平成 29 年 10 月 1 日以降に申請される更新許可申請や変更許可申請により許可を受けた処分業者等が、新たに水銀使用製品産業廃棄物等を取扱おうとする場合や新たな品目について水銀使用製品産業廃棄物等を取扱おうとする場合には、変更許可申請が必要となります。

(4) 許可証への記載方法

水銀使用製品産業廃棄物等を取扱う場合の許可証について、処分業のうちの中間処理業では、取扱う産業廃棄物の種類ごとに、水銀使用製品産業廃棄物等を含むことを記載します。この場合、施設の欄についても、水銀使用製品産業廃棄物等を処理する施設がわかるように記載します。

積替え保管を含む収集運搬業者については、取扱う産業廃棄物の種類ごとには記載せずに、積替えのための保管を含む収集運搬の区分の中で水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いが有ることを記載します。